

令和元年第2回尾鷲市議会定例会会議録

令和元年6月21日（金曜日）

○議事日程（第7号）

令和元年6月21日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第35号 尾鷲市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に
関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第36号 尾鷲市市税条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第37号 尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の
特例措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第38号 尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特
例措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第39号 尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正
について
- 日程第 7 議案第40号 令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議
決について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 8 報告第10号 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）
（報告、質疑）
- 日程第 9 発議第 4号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書に
ついて
（提案説明、質疑、討論、採決）

○出席議員（13名）

1番 三 鬼 孝 之 議員	2番 内 山 將 文 議員
3番 奥 田 尚 佳 議員	4番 楠 裕 次 議員
5番 上 岡 雄 児 議員	6番 三 鬼 和 昭 議員
7番 村 田 幸 隆 議員	8番 仲 明 議員
9番 小 川 公 明 議員	10番 南 靖 久 議員

1 1 番 高 村 泰 徳 議 員

1 2 番 野 田 拓 雄 議 員

1 3 番 濱 中 佳 芳 子 議 員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	藤 吉 利 彦 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	平 山 始 君
政 策 調 整 課 長	三 鬼 望 君
政 策 調 整 課 調 整 監	芝 山 有 朋 君
総 務 課 長	下 村 新 吾 君
財 政 課 長	岩 本 功 君
防 災 危 機 管 理 課 長	神 保 崇 君
税 務 課 長	吉 沢 道 夫 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	宇 利 崇 君
福 祉 保 健 課 長	内 山 洋 輔 君
環 境 課 長	竹 平 専 作 君
商 工 観 光 課 長	大 和 勝 浩 君
水 産 農 林 課 長	内 山 真 杉 君
建 設 課 長	高 柳 伸 浩 君
水 道 部 長	尾 上 廣 宣 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	河 合 良 之 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	佐 野 憲 司 君
教 育 課 長	二 村 直 司 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	山 口 修 史 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	野 地 敬 史 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監	大 川 太 君
監 査 委 員	福 本 和 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	仲 浩 紀 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長
事務局次長兼議事・調査係長
議 事 ・ 調 査 係 書 記

高 芝 豊
北 村 英 之
相 賀 智 惠

[開議 午前10時00分]

議長（濱中佳芳子議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略いたします。

ここで、去る6月11日に東京都において開催されました全国市議会議長会定期総会におきまして、全国市議会議長会建設運輸委員会委員長及び国と地方の協議の場等に関する特別委員会委員を務められました三鬼孝之議員、南靖久議員に感謝状が授与されましたので、ここに謹んで御報告を申し上げます。

それでは、ただいまより感謝状の伝達を行います。

三鬼孝之議員からお願いします。

事務局長（高芝豊君） それでは、最初に三鬼孝之議員、お願いいたします。

[1番（三鬼孝之議員）登壇]

議長（濱中佳芳子議員） 感謝状。尾鷲市、三鬼孝之殿。

あなたは全国市議会議長会建設運輸委員会委員長として、会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第95回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。

令和元年6月11日。

全国市議会議長会会長、野尻哲雄。

（感謝状授与）

（拍手）

議長（濱中佳芳子議員） 感謝状。尾鷲市、三鬼孝之殿。

あなたは全国市議会議長会国と地方の協議の場等に関する特別委員会委員として、会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第95回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。

令和元年6月11日。

全国市議会議長会会長、野尻哲雄。

（感謝状授与）

（拍手）

事務局長（高芝豊君） 次に、南靖久議員の御登壇をお願いいたします。

[1 0 番 (南 靖 久 議 員) 登 壇]

議長 (濱 中 佳 芳 子 議 員) 感 謝 状 。 尾 鷲 市 、 南 靖 久 殿 。

あなたは全国市議会議長会建設運輸委員会委員長として、会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第 9 5 回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。

令和元年 6 月 1 1 日。

全国市議会議長会会長、野尻哲雄。

(感 謝 状 授 与)

(拍 手)

議長 (濱 中 佳 芳 子 議 員) 感 謝 状 。 尾 鷲 市 、 南 靖 久 殿 。

あなたは全国市議会議長会国と地方の協議の場等に関する特別委員会委員として、会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第 9 5 回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。

令和元年 6 月 1 1 日。

全国市議会議長会会長、野尻哲雄。

(感 謝 状 授 与)

(拍 手)

議長 (濱 中 佳 芳 子 議 員) 感 謝 状 を 受 け ら れ ま し た 皆 様 に は 、 こ の た び の 全 国 市 議 会 議 長 会 に お け る 会 務 運 営 の 重 責 に 当 た ら れ た 功 績 に 対 す る 晴 れ の 受 賞 、 ま こ と に お め で と う ご ざ い ま す 。 心 よ り お 喜 び を 申 し 上 げ ま す 。

以上で感謝状の伝達を終了いたします。

これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第 7 号により取り進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 7 条の規定により、議長において、3 番、奥田尚佳議員、4 番、楠裕次議員を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 3 5 号「尾鷲市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から、日程第 7、議案第 4 0 号「令和元年尾鷲市一般会計補正予算 (第 2 号) の議決について」までの計 6 議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました6議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、三鬼孝之委員長。

〔1番（三鬼孝之議員）登壇〕

1番（三鬼孝之議員） 私ども行政常任委員会に付託されました、議案第35号「尾鷲市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」、議案第36号「尾鷲市市税条例の一部改正について」、議案第37号「尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」、議案第38号「尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」、議案第39号「尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」、議案第40号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」、以上6議案について、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告をいたします。

去る6月18日から19日までの計2日間にわたり、教育長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第35号から議案第39号までの条例関連5議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号の補正予算関連議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告を申し上げます。

なお、5款農林水産業費、4項水産業費、3目漁港管理費、12節役務費の古江漁港養殖用作業施設用地における補助用地から、市単独用地への変更に伴う不動産鑑定手数料73万1,000円につきましては、古江漁港施設用地が国の補助金を活用して整備した用地であり、現状では地方公共団体や漁港、漁連の利用に限られ、民間事業の参入が困難な状況のため、海洋深層水の有効活用ができないことから、この補助用地を市が所有する単独用地と等価交換を行うことで、補助金に係る規制を解除するものであり、補助用地から単独用地に変更されることで民間事業者が参入できるようになり、海洋深層水の新たな利用活用、水産業の振興が期待できるため、早期に進めていただきたいと思います。一方、水産庁から、漁港の有効活用に向けた、国の補助金を活用して整備した施設利用の規制緩和策が示される可能性があることなので、その動向を見きわめた上で、規制緩和の恩恵を享受できる場合は、当該予算を減額補正、あるいは不執行とするこ

とを委員会として強く指摘させていただき、行政常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第35号「尾鷲市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第36号「尾鷲市市税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第37号「尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第38号「尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第39号「尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第40号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、報告第10号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、本定例会に追加提案しております報告案件について説明いたします。

議案書1ページをごらんください。

報告第10号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、本年2月に発生しました自動車事故による損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものであります。

3ページをごらんください。

事故の概要といたしましては、本年2月13日午後4時30分ごろ、商工観光課職員が市内朝日町地内の公益経済団体事務所での用務を終了し、同施設の駐車場から出ようとしたところ、車体上部の設置した拡声器部分を同事務所職員出入り口の階段底面に接触させたもので、今月7日に相手方と示談が成立したことにより、損害賠償額が決定したものであります。

以上で、報告案件の説明とさせていただきます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

次に、日程第9、発議第4号「児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書について」を議題といたします。

事務局長して、発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（濱中佳芳子議員） ただいま議題の発議につきまして、提出者の提案説明を求めます。

2番、内山將文議員。

2番、内山議員。

〔2番（内山將文議員）登壇〕

2番（内山將文議員） それでは、発議第4号につきまして、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（案）。

暴力を振るう、食事を与えないなどの行為によって、保護者が我が子を死に追いやるといった深刻な児童虐待事件が相次いでいる。こうした事態を防ぐため、国は虐待の発生防止、早期発見に向けた対応を行ってきましたが、悲惨な児童虐待は依然として発生し続けています。

特に、昨年3月の東京都目黒区での女児虐待死事件を受け、政府は同7月に緊急総合対策を取りまとめ、児童相談所の体制強化などを図る法改正案を今国会に提出することになっていました。その直前のことし1月、野田市でも再び痛ましい虐待死事件が発生、児童相談所も学校も、教育委員会も警察も把握していながらなぜ救えなかったのか、悔やまれてなりません。

今国会に提出された、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等改正案の早期成立を求めるとともに、下記の事項につき、取り組みの推進を強く求めます。

記。

一つ、しつけによる体罰は要らないという認識を、社会全体で共有できるよう周知啓発に努めるとともに、法施行後、必要な検討を進めるとしている民法上の懲戒権や、子どもの権利擁護のあり方についても速やかに結論を出すこと。

二つ、学校における虐待防止体制の構築や警察との連携強化、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー活用のための財政的支援を行うこと。

三つ、虐待防止のための情報共有システムを、全ての都道府県、市町村で速やかに構築ができるよう対策を講じるとともに、全国統一の運用ルールや基準を国において速やかに定めること。

四つ、児童相談所とDV被害者支援を行う婦人相談所等との連携を強化し、児童虐待とDVの双方から親子を守る体制強化を進めるとともに、児童相談所の体制整備や、妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援を行う日本版ネウボラの設置推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で提案説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第9、発議第4号「児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) 議員の皆様におかれましては、去る3日の開会以来、本日までに提案いたしました各種重要案件につきまして、終始、慎重なる御審議、御承認を賜りまことにありがとうございました。審議の中においていただきましたさまざまな御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、御健康にはどうか御留意いただき、ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、簡単ではございますが、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長(濱中佳芳子議員) 去る6月3日開会以来、長い間まことに御苦労さまでございました。

これをもって、令和元年第2回定例会を閉会いたします。

[閉会 午前10時25分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 奥 田 尚 佳

署 名 議 員 楠 裕 次